

国際通貨基金(IMF)協定の改正

本協定改正の背景

- 2008年に発生した世界経済危機や、新興国・途上国の台頭といった世界経済情勢の変動の中、IMF理事会や一連のG20会合等において、国際通貨基金(IMF)がより有効に機能するための改革について検討が行われてきた。
- この結果、本年10月23日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、具体的な改革案について合意に至った。

国際通貨基金(IMF)とは？

- 1945年、国際通貨協力を通して健全な世界経済を促進するために設立。
- 目的は、世界貿易の均衡のとれた発展、通貨の切下げ競争の防止、悪化した国際収支の秩序ある改善等。
- 本部はワシントン D.C.、187の加盟国で構成。

2010年12月に協定改正案を総務会が承認。また、本協定改正と併せて増資を行うことについても合意(本協定改正の発効は増資実施のための要件の一つ)。

本協定改正のポイント

全ての理事を投票で選出する。(現在は、出資上位5か国には理事の任命(無投票選出)が認められている。)

本協定改正受諾の意義

- 本改正は、一連のG20会合等で提唱されてきた、IMFを含む国際金融機関における新興国・途上国の発言権強化を目的とした一連の改革を構成するものであり、本改正の発効は、併せて行われる増資(倍増)の実施のための要件の一つ。
- 理事選出方法の見直しは、理事構成国の組換えを促すこと、理事間の対等性を確保することを通じ、新興国・途上国によるIMF理事会へのより積極的な関与を促し、もってIMFが世界経済により適切に貢献できるよう、その役割を強化するもの。
- IMFへの第2位の出資国であり、今般のIMF改革実現を積極的に主張してきた我が国が、本改正を早期に受諾し、他国に早期の受諾を促すことは極めて重要。